

飯山市地域防災計画について（概要）

1 経 過

- ・昭和 41 年 地域防災計画を策定
- ・昭和 60 年 2 月 全面改訂
- ・平成 9 年 3 月 修正
- ・平成 12 年 2 月 修正
- ・平成 19 年 7 月 全面改訂
- ・平成 26 年 7 月 修正
- ・平成 27 年 12 月 修正
- ・平成 28 年 12 月 修正

2 法令等の規定

(1) 災害対策基本法第 3 4 条（防災基本計画の作成）

中央防災会議は、防災基本計画を作成しなければならない。

(2) 災害対策基本法第 4 0 条（都道府県地域防災計画）

都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

(3) 災害対策基本法第 4 2 条（市町村地域防災計画）

市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

(4) 災害対策基本法第 1 6 条（市町村防災会議）

市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

(5) 飯山市防災会議条例第 2 条（所掌事務）

飯山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。

(6) 飯山市防災会議条例第 3 条（組織）

委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 長野県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市議会議員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 市の職員のうちから市長が指命する者
- (7) 教育長
- (8) 消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

3 飯山市地域防災計画（修正案）の構成

今回の協議部分

